

< 概要 >

補助対象者	<p>補助の対象とする者は、中小企業基本法第2条及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項に規定する中小企業者で、次に掲げる条件を満たす者。ただし、みなし大企業は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法人においては、福山市内に本店又は支店がある者 (2) 個人事業主においては、福山市内で事業を行っている者 (3) 業況回復及び生産性向上のための取組を新たに開始する者 (4) 日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営む者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団関係者ではない者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断される事業を行っていない者 (6) 補助対象として申請した経費に関して、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度(補助金等)から補助を受けていない者 (7) 福山市の市税完納証明書が発行できる者
補助対象事業	<p>2021年4月1日から2022年1月31日までの期間に、支払・設置等が完了した次に掲げる経費の一部について補助する。 (当該年度において、他に国・県等の公的補助を受けているものを除く。)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ITツールの導入及び設備のIoT化 (2) 非対面型ビジネスモデルへの転換 (3) テレワーク(在宅勤務、Web会議、Web面接等)環境の整備 (4) レイアウト変更や動線確保による業務効率化 (5) 作業効率の向上を目的とした新システムの導入 (6) 作業効率の大幅上昇が見込める非効率機器の更新 (7) その他固定費の削減に資する取組として必要と認めるもの
経費 補助対象	<p>補助対象経費は、業況回復のための生産性向上に向けた新たな取組に係る経費とする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除く。(詳細については、「補助金申請ガイド」でご確認ください。)</p>
補助割合	<p>補助対象経費の2/3以内</p>
限度額	<p>50万円</p>
期間 補助対象	<p>2021年(令和3年)4月1日から2022年(令和4年)1月31日まで</p>
期間 申請受付	<p>2021年(令和3年)7月28日から2021年(令和3年)10月29日まで ※ 申請は先着順で受理し、申請額が予算枠上限に達し次第終了とします。</p>